

自己点検票(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
一 基本方針	<p>1 基本方針</p> <p>(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、次のサービスを適宜適切に組み合わせて、利用者にとって必要なサービスを必要なタイミングで提供しているか。</p> <p>①定期巡回サービス:訪問介護員等が、定期的に利用者宅を巡回しサービス提供 ②随時対応サービス:利用者・家族から通報を受け、オペレーターが対応するサービス提供 ③随時訪問サービス:オペレーターからの要請を受け、随時利用者宅を訪問しサービス提供 ④訪問看護サービス:看護師等が医師の指示に基づき、利用者宅を訪問してサービス提供 ※<u>一体型</u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業は①から④まで、<u>連携型</u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業は①から③までのサービスを提供する事業。</p>	運営基準第3条の3 基準について第三の 一の1の(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
二 人員に関する基準	<p>1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数</p> <p>(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに置きべき従業員の員数は次のとおりとなっているか。</p> <p>①オペレーター 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯を通じてオペレーターが1以上確保されるために必要な員数となっているか。</p> <p>※オペレーターとは、随時対応サービスとして、利用者又はその家族等からの通報に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。</p> <p>イ オペレーターは、下記の資格要件を満たしているか。 ①看護師・准看護師、②介護福祉士、③医師、④保健師、⑤社会福祉士又は介護支援専門員</p> <p>※なお、所定の要件を満たす場合、1年以上(あるいは3年以上)サービス提供責任者の業務に従事した経験者を充てることが可能。</p> <p>ロ オペレーターは提供時間帯を通じて1以上配置しているか。</p> <p>※ただし当該事業所に常駐している必要はなく、サービスを行なう訪問介護員等に同行し、地域を巡回しながら利用者からの通報に対応することも差し支えない。</p> <p>ハ オペレーターは、専らその職務に従事する者となっているか。</p> <p>※ただし、利用者の処遇に支障がない場合は当該事業所の定期巡回サービス等の職務又は利用者以外からの通報を受け付ける業務に従事することができる。 ※また、入所者等の処遇に支障がないと認められる場合に、当該事業所の同一敷地内の施設等の職員をオペレーターとすることができる。</p> <p>ニ オペレーターのうち1名以上は、常勤の看護師、准看護師、介護福祉士、医師、保健師、社会福祉士又は介護支援専門員となっているか。</p>	運営基準第3条の4 第1項第一号及び第 2～5項及び第7項 基準について第三の 一の2の(1)の①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>②定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に必要な定期巡回サービスを提供するために必要な員数となっているか。</p>	運営基準第3条の4 第1項第二号 基準について第三の 一の2の(1)の②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>③随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供にあたる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な員数となっているか。</p> <p>※ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の定期巡回サービス等の職務に従事することができる。 ※また、当該事業所のオペレーターが随時訪問介護サービスに従事することができる。</p>	運営基準第3条の4 第1項第三号及び第 6～8項 基準について第三の 一の2の(1)の③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
二 人員に関する基準	<p>④訪問看護サービスを行う看護師等 次に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める員数を確保しているか。</p> <p>イ 保健師、看護師又は准看護師： 常勤換算方法で2.5以上(うち1名は常勤の保健師又は看護師)</p> <p>ロ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士： 当該事業所の実情に応じた適当数(配置しないことも可能)</p> <p>※常時、当該看護職員のうちの1人以上の者との連絡体制を確保しなければならないこと。 ※指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつそれが同一事業所で一体的に運営されている場合に、イの基準を満たすときは、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者はイの員数を満たしているものとみなす。</p>	<p>運営基準第3条の4 の第1項第四号及び 第9～10項 基準について第三の 一の2の(1)の④</p>	□	□	□
	<p>⑤計画作成責任者 当該事業所の従業者であって、看護師、介護福祉士等であるもののうち1名以上を定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者としているか。</p>	<p>運営基準第3条の4 第11項 基準について第三の 一の2の(1)の⑤</p>	□	□	□
	<p>2 管理者</p> <p>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p> <p>※ただし、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>運営基準第3条の5 基準について第三の 一の2の(2)</p>	□	□	□
三 設備に関する基準	<p>1 設備及び備品等</p> <p>(1) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p> <p>※特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。</p>	<p>運営基準第3条の6 第1項 基準について第三の 一の3の(1)～(3)</p>	□	□	□
	<p>(2) 当該事業所ごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させているか。</p> <p>1 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 2 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等</p> <p>※上記「1」については、オペレーターが所有する端末から常時利用者の情報にアクセスできる体制が確保されていれば、必ずしも当該事業所において機器等を保有する必要はない。</p>	<p>運営基準第3条の6 第2項 基準について第三の 一の3の(4)～(5)</p>	□	□	□
	<p>(3) 利用者が援助を必要とする状態になったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器(ケアコール端末)を配布しているか。</p> <p>※ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りではない。</p>	<p>運営基準第3条の6 第3項 基準について第三の 一の3の(6)～(7)</p>	□	□	□

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	1 内容及び手続きの説明及び同意 提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、勤務の体制、その他利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ているか。 ※連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所については、指定訪問看護事業所との連携内容等について、十分な説明を行っているか。	運営基準第3条の7第1項 基準について第三の一の4の(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 提供拒否の禁止 正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはないか。 ※正当な理由例とは ①当該事業所の現員では利用申込に応じきれない場合 ②利用申込者の居住地が、当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合	運営基準第3条の8 基準について第三の一の4の(3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3 サービス提供困難時の対応 自ら適切なサービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに講じているか。	運営基準第3条の9 基準について第三の一の4の(4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	4 受給資格等の確認 被保険者証等の確認を行っているか。被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には配慮して介護サービスを提供しているか。 ※利用者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定等の有無・有効期間を確かめているか。	運営基準第3条の10 基準について第三の一の4の(5)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5 要介護認定の申請に係る援助 (1) 要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、行われていない場合には必要な援助を行っているか。	運営基準第3条の11 第1項 基準について第三の一の4の(6)の①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、有効期限の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っているか。	運営基準第3条の11 第2項 基準について第三の一の4の(6)の②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	6 心身の状況等の把握 計画作成責任者による面接、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況等の把握に努めているか。	運営基準第3条の12	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	7 指定居宅介護支援事業者等との連携 サービスを提供する場合又は提供の終了に際し、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めているか。	運営基準第3条の13 基準について第三の一の4の(7)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること、その他必要な援助を行っているか。	運営基準第3条の14 基準について第三の一の4の(8)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供しているか。	運営基準第3条の15 基準について第三の 一の4の(9)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	10 居宅サービス計画等の変更の援助 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	運営基準第3条の16 基準について第三の 一の4の(10)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	11 身分を証する書類の携行 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に身分証を携行させ、面接時、初回訪問時及び求めに応じて提示するよう指導しているか。	運営基準第3条の17 基準について第三の 一の4の(11)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	12 サービスの提供の記録 (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、サービス提供日及び内容、利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を居宅サービス計画書またはこれに準ずる書面に記載しているか。	運営基準第3条の18 第1項 基準について第三の 一の4の(12)の①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、サービス提供日及び具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	運営基準第3条の18 第2項 基準について第三の 一の4の(12)の②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	13 利用料等の受領 (1) 法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けているか。	運営基準第3条の19 第1項 基準について第三の 一の4の(13)の①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていないか。	運営基準第3条の19 第2項 基準について第三の 一の4の(13)の②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 通常の事業の実施地域外でサービスを提供し、それに要した交通費の額の支払いを受ける場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に説明を行い、利用者の同意を得ているか。	運営基準第3条の19 第3項,第4項 基準について第三の 一の4の(13)の③,④	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 利用者から支払いを受ける費用の額に、利用者へ配布するケアコール端末に係る設置料、リース料、保守料等の費用が含まれていないか。	運営基準第3条の19 基準について第三の 一の4の(13)の⑤	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした要介護被保険者に対し、施行規則第65条で定めるところにより、領収証を交付しているか。	法第42条の2第9項 (第41条第8項準用) 則第65条の5(第65 条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6) 指定地域密着型サービス事業者は、法第42条の2第9項において準用する法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定地域密着型サービスについて要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、法第42条の2第2項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。)、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	14 保険給付の請求のための証明書の交付 法定代理受領サービスではない、指定定期巡回・随時対応型訪問看護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。	運営基準第3条の20 基準について第三の 一の4の(14)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	15 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針 (1) 定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。また、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、随時の通報に適切に対応し、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしているか。 (2) 自らその提供するサービスの質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図っているか。	運営基準第3条の21 第1項 基準について第三の 一の4の(15)の①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	16 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針 (1) 定期巡回サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行っているか。 (2) 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。 (3) 随時訪問サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行っているか。 (4) 訪問看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行われているか。 (5) 訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導等を行っているか。 (6) 介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービスを提供しているか。 ※訪問看護サービスの提供に当たっては、医学の立場を堅持し、広く一般的に認められていない看護等については行っていないか。 (7) サービス提供に当たっては、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 (8) サービスの提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付しているか。	運営基準第3条の22 第一号 基準について第三の 一の4の(15)の②～ ⑥	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	17 主治の医師との関係 (1) 常勤看護師等は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理を行っているか。	運営基準第3条の23 第1項 基準について第三の 一の4の(16)の①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	(2) 訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師の指示を文書で受けているか。	運営基準第3条の23第2項 基準について第三の一の4の(16)の②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書を主治の医師に提出し、訪問看護サービス提供に当たって主治の医師と密接な連携を図っているか。 ※医療機関が当該指定定期巡回・随時対応型訪問看護事業所を運営する場合にあつては、当該計画及び報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録への記載をもって代えることができる。 ※主治医と連携を図り、適切な訪問看護サービスを提供するため、訪問看護サービス利用者に係る当該計画及び報告書を定期的に主治医に提出すること。	運営基準第3条の23第3項,第4項 基準について第三の一の4の(16)の③～⑤ 基準について第三の一の4の(17)の①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	18 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成				
	(1) 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成しているか。	運営基準第3条の24第1項 基準について第三の一の4の(17)の①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書は居宅サービス計画に沿った内容となっているか。 ※ただし、当該計画におけるサービス提供の日時等については、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができる。この場合、計画作成担当者は当該計画を、担当する介護支援専門員に提出する。	運営基準第3条の24第2項 基準について第三の一の4の(17)の②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメントの結果を踏まえて作成しているか。 ※アセスメントとは、利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。	運営基準第3条の24第3項 基準について第三の一の4の(17)の③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画については、(1)に記載の内容に加え、当該利用者の希望、心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しなければならない。 ※また計画作成責任者が常勤看護師でない場合に、上記の記載に際し、必要な指導及び管理を行うとともに、利用者又はその家族に対する当該計画の説明を行う際には、計画作成責任者に対し、必要な協力を行わなければならない。	運営基準第3条の24第4項,第5項 基準について第三の一の4の(17)の④,⑤	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の内容について利用者又はその家族に説明を行い、利用者から同意を得ているか。	運営基準第3条の24第6項 基準について第三の一の4の(17)の⑤	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を遅滞なく利用者に交付しているか。 ※指定定期巡回・随時対応型訪問看護事業所が保健医療機関である場合は、定期巡回・随時対応型訪問看護計画の交付については「訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて」(平成12年3月30日老企第55号)に定める訪問看護計画書を参考に事業所ごとに定めるものを交付することで差し支えない。	運営基準第3条の24第7項 基準について第三の一の4の(17)の⑥,⑦	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(7) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行っているか。 ※上記(1)～(6)は当該計画の変更についても同様とする。	運営基準第3条の24第8項,第9項 基準について第三の一の4の(17)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
四 運 営	(8) 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行うサービスが当該計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。	運営基準第3条の24 基準について第三の一の4の(17)の⑧	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
宮に関する基準	(9) 訪問看護サービスを行う看護師等(准看護師を除く。)は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した「訪問看護報告書」を作成しているか。 ※「18 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成」における報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医の定期的に提出するものをいう。 ※常勤看護師等は、定期巡回・随時対応型訪問看護計画に沿った実施状況を把握し、訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。	運営基準第3条の24第10項,第11項基準について第三の一の4の(17)の⑨,⑩	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(10) 居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業所から定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の提供の求めがあった際には、計画を提供することに協力しているか。	運営基準第3条の24基準について第三の一の4の(17)の⑫	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	19 同居家族に対するサービス提供の禁止 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に、その同居家族である利用者に対してサービスの提供をさせていないか。	運営基準第3条の25	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	20 利用者に関する市町村への通知 利用者が以下の事項に該当する場合には遅滞なく市町村への通知を行っているか。 ①正当な理由なしに、サービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合 ②偽りその他不正な行為により保険給付を受けた、又は受けようとした場合	運営基準第3条の26基準について第三の一の4の(18)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	21 緊急時等の対応 (1) 利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 (2) 従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行っているか。	運営基準第3条の27基準について第三の一の4の(19)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	22 管理者等の責務 (1) 管理者は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者及び業務管理を、一元的に行っているか。	運営基準第3条の28基準について第三の一の4の(20)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に、「四 運営に関する基準」の規定を順守させるため必要な指揮命令を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 計画作成責任者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に対するサービス利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	23 運営規程 以下の事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務内容 ③営業日及び営業時間 ④サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥緊急時等における対応方法 ⑦合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 ⑧虐待の防止のための措置に関する事項(R6.3.31まで努力義務) ⑨その他運営に関する重要事項	運営基準第3条の29 基準について第三の 一の4の(21)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	24 勤務体制の確保等 (1) 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制(日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等)を定めているか。	運営基準第3条の30 第1項 基準について第三の 一の4の(22)の①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 当該事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によってサービスを提供しているか。 ※一定の要件を満たす場合 事業者間の契約に基づいて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、他の指定訪問介護事業者等の従業者に行わせることができる。 ※随時対応サービスについては、一定の要件を満たす場合、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と間の契約に基づき、当該複数の事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族からの通報を受けることができる。	運営基準第3条の30 第2項,第3項 基準について第三の 一の4の(22)の②～ ④	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 従業者の資質向上のために、研修の機会を確保しているか。(令和6年3月31日まで努力義務)	運営基準第3条の30 第4項 基準について第三の 一の4の(22)の⑤	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	運営基準第3条の30 第4項 基準について第三の 一の4の(22)の⑥	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	25 業務継続計画の策定等(令和6年3月31日まで努力義務) (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行っているか。 (3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	運営基準第3条の30 の2 基準について第三の 一の4の(23)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	26 衛生管理等 (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行っているか。	運営基準第3条の31 基準について第三の 一の4の(24)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 設備及び備品等について、衛生的な管理を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるよう努めているか。 (令和6年3月31日まで努力義務)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に周知徹底を図ることをしているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	27 掲示 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務の体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 上記に規定する事項を記載した書面を当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより掲示に代えることができる。	運営基準第3条の32 基準について第三の 一の4の(25)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	28 秘密保持等 (1) 従業者又は従業者であった者が正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。またその秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。 (2) サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を、あらかじめ文書により得ているか(サービス提供開始時における包括的な同意で可)。	運営基準第3条の33 第1項,第2項 基準について第三の 一の4の(26)の①,② 運営基準第3条の33 第3項 基準について第三の 一の4の(26)の③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	29 広告 虚偽または誇大な広告をしていないか。	運営基準第3条の34	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	30 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	運営基準第3条の35 基準について第三の 一の4の(27)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	31 苦情処理				
	(1) 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等苦情を処理するために講ずる措置の概要を明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等必要な措置を講じているか。	運営基準第3条の36第1項 基準について第三の 一の4の(28)の①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 苦情を受け付けた場合には、組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、その内容等を記録し、2年間保存しているか。	運営基準第3条の36第2項 基準について第三の 一の4の(28)の②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 法第23条の規定による市町村の求め、質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。また、市町村から求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しているか。	運営基準第3条の36第3項,第4項 基準について第三の 一の4の(28)の③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。また、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	運営基準第3条の36第5項,第6項 基準について第三の 一の4の(28)の③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
32 地域との連携等					
(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、当該事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する職員、地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話等を活用して行うことができるが、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話等の活用について同意を得ること。)(以下この項において「医療・介護連携推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、医療・介護連携推進会議に対し提供状況等を報告し、評価を受けるとともに、医療・介護連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。 ※なお、一定の条件を満たす場合においては、複数の事業所の介護・医療連携推進会議を合同で開催して差し支えない。	運営基準第3条の37第1項 基準について第三の 一の4の(29)の①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2) 1年に1回以上自己評価を行い、その結果を介護・医療連携推進会議において、第三者の観点からサービスの評価を行っているか。	運営基準第3条の37第1項 基準について第三の 一の4の(29)の②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3) 介護・医療連携推進会議での報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。また、医療・介護連携推進会議における報告等の記録は、2年間保存しているか。	運営基準第3条の37第2項 基準について第三の 一の4の(29)の③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(4) 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。 ※「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。	運営基準第3条の37第3項 基準について第三の 一の4の(29)の④	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(5) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、サービスの提供を行うよう努めているか。	運営基準第3条の37第4項 基準について第三の 一の4の(29)の⑤	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	33 事故発生時の対応				
	(1) サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	運営基準第3条の38第1項 基準について第三の 一の4の(30)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	運営基準第3条の38第2項 基準について第三の 一の4の(30)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なっているか。 ※速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。	運営基準第3条の38第3項 基準について第三の 一の4の(30)の②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	運営基準第3条の38 基準について第三の 一の4の(30)の③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
34 虐待の防止(令和6年3月31日まで努力義務)					
虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。	運営基準第3条の38 の2 基準について第三の 一の4の(31)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
①当該事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること					
②当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。					
③当該事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。					
④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。					
35 会計の区分					
事業所ごとに経理を区分するとともに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の会計とその他の事業との会計を区分しているか。	運営基準第3条の39 基準について第三の 一の4の(32)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
36 記録の整備					
(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	運営基準第3条の40 基準について第三の 一の4の(33)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。					
一 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
二 提供したサービスの具体的な内容等の記録					
三 主治の医師による指示の文書					
四 規定する訪問看護報告書					
五 市町村への通知に係る記録					
六 苦情の内容等の記録					
七 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録					
37 指定訪問看護事業者との連携					
(1) 連携型事業者は、事業所ごとに利用者に対して指定訪問看護を提供する指定訪問看護事業者と連携しているか。	運営基準第3条の42 第1項 基準について第三の 一の5の(2)①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	<p>(2) 連携型事業者は、連携する指定訪問看護事業者との契約に基づき、以下の事項について必要な協力を得ているか。</p> <p>①利用者に対するアセスメント ②随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保 ③介護・医療連携推進会議への参加 ④その他サービスの提供に当たって必要な指導及び助言</p>	運営基準第3条の42第2項 基準について第三の一の5の(2)②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
五 変更の届出等	<p>1 変更の届出</p> <p>施行規則第131条で定める以下の事項に変更があったとき、施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を市町村長に届け出ているか。</p> <p>①事業所の名称及び所在地 ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ④事業所の平面図及び設備の概要 ⑤事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥運営規程 ⑦当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項 ⑧役員の氏名、生年月日及び住所 ⑨連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地(連携型事業所に限る。)</p>	法第78条の5第1項 則第131条の13第1項第一号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
六 介護給付費の算定及び取扱い	<p>1 基本的事項</p> <p>(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業に要する費用の額は、平成18年厚生省告示第126号の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。</p> <p>(2) 指定地位密着型通所介護事業に要する費用の額は、平成27年厚生省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定しているか。</p> <p>(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p> <p>2 訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の取扱い</p> <p>通所が困難な利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合に所定単位数を算定しているか。(准看護師がサービスを行った場合は、所定単位数の100分の98に相当する単位数。)</p> <p>※通所が困難な利用者とは、末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者を除く。通院により、同様のサービスが担保されるのであれば通院サービスを優先すべきという趣旨であるが、通院の可否にかかわらず、居宅での支援が不可欠なものに対して、訪問看護サービスの提供が必要と判断された場合は、上記単位数を算定できる。</p>	<p>法第42条の2第2項 平18厚告126号の一</p> <p>厚告126号の二</p> <p>厚告126号の三</p> <p>厚告126号別表1の注2 厚告94号第三十二号 留意事項について第2の2の(3)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介 護 給 付 費 の 算 定 及 び 取 扱 い	3 通所系サービス及び短期入所系サービスの利用者に行った場合の取扱い ①通所系サービス利用時 通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護又は認知症対応型通所介護(以下「通所介護等」という。)を受けている利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、通所介護等を利用した日数に、1日当たり介護度別に定める単位数を乗じて得た単位数を所定単位数から減算しているか。 ②短期入所系サービス利用時 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費は、算定していないか。具体的には当該月の日数から、当該月の短期入所系サービスの利用日数を減じて得た日数に、所定単位数の日割り単価を乗じて得た単位数を、当該月の所定単位数とする。	厚告126号別表1の注4,注13 留意事項について第2の2の(2)の①,②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	4 事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者に対する取扱い 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは同一建物(以下「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、1月につき600単位を減算しているか。また、同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、1月につき900単位を減算しているか。	厚告126号別表1の注5 留意事項について第2の2の(4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5 特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又はその一部として使用される事務所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を加算しているか。	厚告126号別表1の注6 厚告120号 留意事項について第2の2の(5)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	6 中山間地域等における小規模事業所の加算 別に厚生労働大臣が定める地域(中山間地域等)に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準(1月当たり実利用者数が5人以下の事業所)に適合する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又はその一部として使用される事務所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を加算しているか。	厚告126号別表1の注7 厚告83号第一号 留意事項について第2の2の(6)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	7 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域(中山間地域等)に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を加算しているか。 ※当該加算を算定する利用者については、上記「四 運営に関する基準」の「13 利用料等の受領」の(3)に記載の交通費の支払いを受けることはできない。	厚告126号別表1の注8 厚告83号第二号 留意事項について第2の2の(7)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	8 緊急時訪問看護加算 一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が訪問看護サービスを提供する場合について、利用者の同意を得て、計画的に訪問することになっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合は、1月につき315単位を所定単位数に加算しているか。	厚告126号別表1の注9 留意事項について第2の2の(8)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介 護 給 付 費 の 算 定 及 び 取 扱 い	<p>9 特別管理加算</p> <p>一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が訪問看護サービスを提供する場合について、訪問看護サービスに関し特別な管理を必要とする利用者(※1※2)に対して、訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める区分に応じて、1月につき次に掲げる単位数を加算しているか。</p> <p>イ 特別管理加算(Ⅰ) 特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合。</p> <p>※別に厚生労働省が定める基準 医科診療報酬点数表に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は期間カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態。</p> <p>ロ 特別管理加算(Ⅱ) 特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合。</p> <p>※別に厚生労働省が定める基準 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門又は人口膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態又は点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態。</p>	<p>厚告126号別表1の注10 厚告94号第三十三号 留意事項について第2の2の(9)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>10 ターミナルケア加算</p> <p>一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が訪問看護サービスを提供する場合について、在宅で死亡した利用者について、別に厚生労働大臣が定める基準(※1)に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(死亡日及び死亡日前14日以内に末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態(※2)にある当該利用者に訪問看護を行っている場合にあっては、1日)以上ターミナルケアを行った場合は、死亡月につき2000単位を加算しているか。</p> <p>※1 別に厚生労働大臣が定める基準 イ ターミナルケアを受ける利用者について24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて訪問看護を行うことができる体制を整備していること。 ロ 主治の医師との連携の下に、指定訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていること。 ハ ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること。</p> <p>※2 次のいずれかに該当する状態 イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。)をいう。)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態 ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態</p>	<p>厚告126号別表1の注11 厚告94号第三十五号 厚告95号第四十五号 留意事項について第2の2の(10)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	11 主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い 一体型指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が訪問看護サービスを提供する場合について、訪問看護サービスを利用しようとする者の主治の医師（介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。）が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別な指示を行った場合は、当該指示の日から14日間に限って、訪問看護サービスを行わない場合の所定単位数を算定しているか。	厚告126号別表1の注12 留意事項について第2の2の(11)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	12 初期加算 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を開始した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。30日を超える病院又は診療所への入院の後に指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を再び開始した場合も、同様とする。	厚告126号別表1のハの注	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	13 退院時共同指導加算 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、一体型指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導（当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供することをいう。以下同じ。）を行った後、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の訪問看護サービスを行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者については2回）に限り、所定単位数を加算しているか。	厚告126号別表1の二の注 留意事項について第2の2の(12)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	14 総合マネジメント体制強化加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質を継続的に管理した場合は、1月につき所定単位数を加算する。 ※別に厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも該当すること。 イ 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、計画作成責任者（指定地域密着型サービス基準第三条の四第十一項に規定する計画作成責任者をいう。）、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（指定地域密着型サービス基準第三条の二十四第一項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画をいう。以下同じ。）の見直しを行っていること。 ロ 地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準第三条の四第一項に規定する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）が提供することのできる指定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービス基準第三条の二に規定する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。以下同じ。）の具体的な内容に関する情報提供を行っていること。	厚告126号別表1のホの注 厚告95号第四十六号 留意事項について第2の2の(13)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	15 生活機能向上連携加算 イ 生活機能向上連携加算（I）100単位 計画作成責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあつては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成し、当該計画に基づく指定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行ったときは、初回の当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算しているか。	厚告126号別表1のヘ 留意事項について第2の2の(14)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介 護 給 付 費 の 算 定 及 び 取 扱 い	<p>□ 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位</p> <p>利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該計画に基づく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行ったときは、初回の当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、イを算定している場合は、算定しない。</p>	<p>厚告126号別表1のへ 留意事項について第2の2の(14)</p>	□	□	□
	<p>16 認知所専門ケア加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準(以下イ～ロ)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p>	<p>厚告126号別表1のトの注 厚告94号第三十五の二号 厚告95号第三の二号 留意事項について第2の2の(15)</p>	□	□	□
	<p>イ 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 90単位</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること。</p> <p>(2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。</p> <p>(3) 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催していること。</p>		□	□	□
	<p>ロ 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 120単位</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) イの基準いずれにも適合すること。</p> <p>(2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。</p> <p>(3) 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。</p>		□	□	□
	<p>17 サービス提供体制強化加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準(以下イ～ハ)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p>	<p>厚告126号別表1の子の注 厚告95号第四十七号 留意事項について第2の2の(16)</p>	□	□	□

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱	<p>イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 750単位 次に掲げる基準のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の全ての定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者(指定地域密着型サービス基準第三条の四第一項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。以下同じ。)に対し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。 (2) 利用者に関する情報や留意事項の伝達又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催していること。 (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の全ての定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、健康診断等を定期的実施すること。 (4) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合が100分の60以上であること。訪問介護員等の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。</p>	<p>厚告126号別表1の子の注 厚告95号第四十七号 留意事項について第2の2の(16)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 640単位 次に掲げる基準のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) イ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上であること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 350単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の総数のうち、介護福祉士の割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。 (3) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上であること。 (4) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	<p>18 介護職員処遇改善加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間((4)及び(5))については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 算定した単位数の1000分の137に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 算定した単位数の1000分の100に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 算定した単位数の1000分の55に相当する単位数 (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p>[経過措置] ※令和3年3月31日において現に改正前の介護職員処遇改善加算に係る届け出を行っている事業所であって、改正後の介護職員処遇改善加算に係る届け出を行っていないものにおける介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)の算定については、令和4年3月31日までの間は、従前の例によることができる。</p>	厚告126号別表1のりの注 厚告95号第四十八号 留意事項について第2の2の(17)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>イ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に届け出ていること。 (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。 (4) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。 (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 (6) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。 (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一) 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。 (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 (六) (五)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全て職員に周知していること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護 給付 費の 算定 及び 取扱 い	ロ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。	厚告126号別表1の の注 厚告95号第四十八 号 留意事項について第 2の2の(17)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ハ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含 む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修 の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。 (3) 平成20年10月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善 の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員 に周知していること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ニ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに 適合すること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ホ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	19 介護職員等特定処遇改善加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているもの として市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に 掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は 算定しない。 (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 算定した単位数の1000分の63に相当する単位数 (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 算定した単位数の1000分の42に相当する単位数	厚告126号別表1の又 の注 厚告95号第四十八 号の二 留意事項について第 2の2の(18)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	<p>イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一)経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 (二)指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。 (三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。 (四)介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。</p> <p>(5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届出ていること。</p> <p>(6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p>	<p>厚告126号別表1のりの注 厚告95号第四十八号の二 留意事項について第2の2の(17)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>20 足立区独自報酬加算 ①独居高齢者の支援に関する加算 200単位/人 独居の利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合に算定しているか。 アセスメントにより利用者が単身で居住していると認められる場合、算定しているか。なお、アセスメントの結果については、独居の利用者に対して定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に記載すること。また、少なくとも月に1回、サービス提供等の際に利用者が単身で居住している旨を確認し、その結果を記録すること。 また規定された要件を備えられなくなったときは、当該事象が生じてから10日以内に、独自報酬加算取下げ届出書を区長に届け出ているか。</p>	<p>足立区介護保険サービスにかかる足立区独自報酬設定要綱別表2の1</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	<p>②介護・医療連携推進会議の活用とサービスの質の向上に向けた取得等に関する加算 300単位/人</p> <p>介護・医療連携推進会議を3ヶ月程度に1回開催すると共に、地域ケア会議等で得た情報を用いて事業所内で勉強会を開催しその実施状況を報告した場合に算定しているか。</p> <p>介護・医療連携推進会議の議事録を開催ごとに提出すること。また、外部に対し、発信すること。勉強会等の計画を年1回作成し、報告すること。作成された計画に基づき、実施した状況を年1回報告すること。</p> <p>また規定された要件を備えられなくなったときは、当該事象が生じてから10日以内に、独自報酬加算取下げ届出書を区長に届け出ているか。</p>	足立区介護保険サービスにかかる足立区独自報酬設定要綱別表2の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>